

○助役(篠崎俊天君) そのとおりでございます。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

○十三番(石川繁治君) この際動議を提出いたします。

たゞりま議題となっております議案第八十一号につきましては、建設委員会に付託し審査せられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) おかりいたします。たゞりま石川繁治君から本案は建設委員会に付託し、審査せられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 異議ありと認めます。よう議案第八十一号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十議案第八十二号福生市市民体育館条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。教育長 町田倍二君

(教育長 町田倍二君 登壇)

○教育長(町田倍二君) お許しをいただきまして議案第八十二号福生市市民体育館条例につきまして、提案

福生市議会

理由とその内容につきまして説明させていただきます。

市民体育館の建設につきましては、特別委員会の議員さんをはじめとして、議員皆さまのご協力によりまして明春完成の運びとなっておりますことを厚くお礼申し上げる次第でございます。

まず本条例の制定の根拠でございますが、これにつきましては先ず承知のとおり普通地方公共団体が体育館のようは公の施設をつくった場合には、その施設の設置及び管理に関する事項は条例でこれを定めることとなっております。これは地方自治法で義務づけられておるのをございまして、この自治法の規定に基づきまして本条例は制定しようとして提案申し上げた次第でございます。

それでは条例の内容について説明させていただきます。

第一条は目的でございます。ご案内のように本体育館は体育以外の行事にも利用できるように複合施設でございます。内容につきましては多目的に使用できる施設を有しております。したがって

て各種の集會等にも使用できるように規定するとともに、体育館の設置及び管理につきまして必要な事項を定めることを目的とした次第でございます。

なお第一条文中に「市民等」とございますが、これは各種の大会等が開催される場合に福生以外の人

の入場も予想されますので、「市民等」と表現させていただいた次第でございます。

第二条は位置でございます。体育館の位置は福生市大字福生三千百十五番地でございます。第三条は休館日でございます。本体育館の休館日は火曜日にいたそうとするものでございます。特

に商店街につきまゝ毎週月曜日が休みでございますが、商店の方々に十分利用していただきたいということで火曜日にいたそうとすることでございます。それとただ火曜日が国民の祝日にあたります場合にはその翌日にいたそうとするものでございます。それと一月一日から一月三日まで、それと十月二十日から十月三十一日まで、いわゆる年末年始につきまゝも合わせて休館日とするものでございます。次は開館時間の関係でございますが、体育館の開館時間につきましては、体育館を開く時間でございますが、その時間につきましては午前九時から午後十時までにいたそうとするものでございます。なお二項といたしまして体育施設以外の施設、これはとりあえず図書館のこととされておりますが、この開館時刻につきましては本委員会規則で定めさせていただきまして、予定といたしましては午前九時から午後五時までと考えております。

それから次に第五条から第八条までの関係は、体育館の使用の関係でございますが、まず体育館の使用の区分につきましては、個人使用と貸し切り使用の二種類にいたそうとするものでございます。また市内に住所を有するもの及び市内勤務場所がある者以外は個人使用することできない、要するに福生市に關係のない方につきましては、個人使用を認めないということでございます。ただここで問題になりますのは、市に關係のある方とない方との区別でございますが、その關係につきましてはいろいろ研究いたしておりますが、とりあえずバス等をつくりまして判定をいたしたいと思っております。次は五条の使用の許可の關係でございますが、体育館を使用する者は別に定める手続、別に定める

手続というのは、本委員会規則で別に規定いたしますが、本委員会の許可を受けなければ使用できないということでございます。次は使用の制限の關係でございますが、それは本委員会に対する使用許可限の制限規定でございます。第七条第一号から四号までの内容につきましては、当然許可してはならないものでございます。第八条は使用の条件でございますが、体育館の使用を許可する場合に当たっては本委員会が必要は条件を付することができるということでございます。次に第九条、第十条は体育館における禁止行為と使用許可の取消し等の關係でございますが、条文の内容につきましては他の公の施設、たとえば福祉会館とか市営水泳場と同じような内容の事項を規定させていただいております。次は第十一条と第十二条でございますが、これは使用料の關係でございます。体育館の使用料につきましては別表に定めてござりますが、これはのちほど説明させていただきます。特に第三項におきまして、公益上必要がある場合には減免規定でございますが、体育館の使用につきましては市が主催するスポーツ教室とかあるいは体育協会等公共的団体が使用する場合、使用料を減免いたしたいということで減免規定をもうけていただいたわけでございます。なお減免できる範囲等につきましては、本委員会規則で規定させていただきます。第十三条は既納使用料、すでに納めた使用料は原則として還付しないということでございます。ただ書きといたしまして、第十条五号、六号すなわち災害その他の事故とか公益上特に必要が生じて使用できなくなったとか、または委員会が相当の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還したという考えでございます。次に第十三条及び第十四条でございますが、

これは体育館の目的外使用の禁止及び設備の変更禁止の規定でございます。公の施設は当然、もうけられるべき規定でございます。次は第十五条及び第十六条でございますが、これは使用者が体育館

を使用した後の原状回復の義務及び設備等損傷した場合の損害賠償の義務の関連の規定でございます。これら公の施設として当然、もうけられるべき規定でございます。第十七条は免責規定でございます。

そして、使用者が市の責任によらないための事故のために、身体的損傷を受けた場合、市はその賠償責任を負わないという免責規定でございます。第十八条は委任でございます。この条例の施行に

つて必要な事項は委員会規則で定めさせていただくというものでございます。

附則といたしまして、この条例は昭和四十八年四月一日から施行いたそうとするものでございます。ただ

書きといたしまして、この条例施行の前において教育委員会が主催するスポーツ教室とか体育関係の団体のうち特に教育委員会が必率と認めた場合につきましては、試験的に体育館を使用させていただきます。

最後に別表でございますが、これは体育館の使用料の関連でございます。条例第五条の規定にありましますように区分といたしまして貸し切り使用、個人使用の二種類だけでございます。貸し切り使用につきましては単位は二時間でございす。個人使用につきましては一回を単位としております。区分におきまして市内在住、在勤者、左の者以外の者、すなわち福生市に關係のない方でございす。それから入場料の類を徴する者、それと個人使用の關係で子供、おとなということになつてございす。主

校場におきましては、市内在住、在勤者の場合は千円、左の者以外の者につきましては三倍の三千円、

それから入場料の類を徴する者につきましては二倍の六千円、なお個人使用の場合につきましては、子供が二十円、おとなが四十円これは整理上徴収したかと思つております。あと柔道場、剣道場等につきましては、

これは、ここに記載されておるのとおりでございますので説明を省略させていただきます。

なお最後に体育館内に設置する器具でございますが、たとえばバレーボールの支柱とかネット、卓球台とかバトミントンのネットとかそういう器具につきましては、その器具がなければそれぞれのスポーツができませんので器具の使用料につきましては無料にいたたいと考えております。

非常に粗ぼくは説明ではございしましたが、よろしく審議をいただきます。ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

○十七番（関 不吉君） 二つばかりお尋ねいたします。

第五条關係なんですが、この使用区分なんですが、いまパスを発行する云々と言われたんですがそれはどういふことを言われるのか、これは別表の第一号の市内在住、在勤者とは使用者全員が市内に住所を有する者、または勤務場所がある者、こういう者の判定、まあ運営上の問題になうかと思ひますけれど、いろいろご研究されておるというふうなお話でございしましたが、こういう点の明確さなど

ういふうな形で行なうのか、それから十一條の三項の公益上必要があるか認めるときは、使用料を減免することができる。これについては別に定める規則で決めるとなっておりますが、具体的にはどういふことを規定しようとするのか。

○教育長(町田倍二君) 自席でご答弁させていただきます。

第五條の使用区分でございますが、パスと申しました、実はパスをつけてやらせるとかいういう検討したんですが、パスでございますとなくす心配がございますので一応登録証みたいなものをつくりまして大体一年ぐらい使えるようにいたしまして、登録証を来た時点で配布いたしますと、次はその登録証を見ただけで市内であるか市外であるか判定できますので登録証を発行したいと考えております。

それと減免の関係でございますが、体育協会に所属しております各種の連盟とかそれから公的団体、そういう場合につきましては減免措置を考えております。また規則につきましてはよく検討してございまして、たとえば学校を使う場合には減免するとかそんなふうなことを考えております。

○五番(川澄清一君) 第四條のこの開館時間の午後十時までということに訂して、職員は勤務時間及び防犯上とかそういう点について疑問がありますので、その点のご説明をお願いいたします。

○教育長(町田倍二君) お答えいたします。

昼間使う場合と夜使う場合でございますので、職員は交代制にいたしまして、そういう関係で午前九時から午後十時までいたしたわけでございます。職員は交代制であります。……「もう一つ防犯

とかそういう点についての考慮が払われているかどうか、一応考慮なさうの時間かどうかということをお聞きしたんですがと発言あり……防犯につきましては、当然その時間には警備をするんですが、とりあえずの考え方としては警備会社に管理をお願いしたいと考えております。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○十五番(岩田博君) 実は開議員の質問に関連してありますが、パスを発行すると言いましたがこのパスには写真でも入れたいですか。……「いいえ」と言う者あり……それは貸し借りができるようになりますか。

それから夜間の、夜間と昼間と電灯等を使っても使用料は同じなんですか。それについて説明してください。

○教育長(町田倍二君) 厳密にいきますと登録証を発行しますとき写真でも貼ってくださいとわかるんですが実際に運営をする場合に、現在スポーツをやっている方につきましては、市内の人は顔を大体覚えてもらって考えます。ですから写真と貼るといふことは、その点は運営面でご理解をお願いいたします。

それと電灯の件ですが、これは先ほど申すと触れましたが、やはり体育を奨励する意味から、厳密に言えば電灯料も取るべきかもしれませんが、体育を奨励する意味から市としては、電灯につきましては無料にしたいと考えております。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(木次性男君) 以上で質疑を終ります。

○十三番 (石川繁治君)

この際動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第八十二号については、総務委員会に付託し審査せられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長 (末次性男君)

おほかりいたします。ただいま石川繁治君から本案は総務委員会に付託し審査せられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (末次性男君)

異議なしと認めます。よって議案第八十二号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 (末次性男君)

日程第十一議案第八十三号昭和四十六年度福生市一般会計決算認定についてを議題といたします。

訓読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。収入役 橋本孝蔵君

(「簡単に願います」と言う者あり)

(収入役 橋本孝蔵君 登壇)

○収入役

(橋本孝蔵君)

ご指名によりまして、昭和四十六年度福生市一般会計決算についてご説明申し上げます。



ご承知のごとく昭和四十六年度は、冒に市議会議員の選挙が行なわれまして新たに誕生いたしました現在の議員の皆さま方の手によりまして運営されてまいりましたわけでございまして、おかげさまで財政的には健全な運営がなされまして、約七千七百万余の繰越金が生じたわけでございまして、単年度収支におきましても黒字財政を維持することができましたことと厚くお礼申し上げます。次第でございます。

それでは二ページをお開き願います。
総括で申し上げますと歳入総額が十八億五千三十一万四千四百四十円、歳出額が十七億七千三百十三万八千五百七十三円、差し引き七千七百十八万六千二百六十八円の翌年度繰越額と相なつた次第でございますが、そのおむね理由を申し上げますと、歳入におきまして約四千万、歳出におきまして執行残が三千六百万余ございまして、合わせまして七千七百十八万六千二百六十八円の翌年度繰越額と相なつた次第であります。

市税へまいりますと、本年度収入済額が六億五千四百五十八万四千六百八十四円、これは予算に比較いたしまして千二百六十万三千六百八十四円の増と相なっております。予算に比して一〇二%の増にばっております。

なおご参考までに先日のあるワカル新聞では消費税が青森市では一億達成というふうなことが出ておりました。当市のたばこ消費税は人口一人当たりになりますと約千六百五十三円と相なりまして、三多摩の都市のうちで、田無市、立川市、武蔵野市に次いで第四位でございます。このことは自動

販売機の増設等による増収もありますが、より多く福生市へ多くの人が出入りしているということを示すものではないかと思ひます。それだけにまた行政面で議員の皆さま方がたいへんお骨折りになる、行政需要が多く議員の皆さま方がの苦勞も非常に多いのではないかとご推察申し上げる次第でございます。

なおご参考までに申し上げますと、青梅市が三多摩市のうちで九位で一人当たり千四百三十四円、それから昭島市が十位で千四百二十九円、国立市が十八位で千三百、秋川市が二十位で九百五十九円、福生市の約二分の一程度に過ぎないと思ひます。

二の地方譲与税へまいると、収入清額が百八十三万七千円、予算に比して六十六万三千円ばかりの減に過ぎないと思ひます。

三の自動車取得交付税で二千六百三十三万四千円、予算に比して三百三十三万四千円の増と相違しております。

四の国有提供施設助成交付金を九千八十一万九千円と相違しておりますが、これは昨年度の七千七百円に比較いたしまして約一千三百余の増に過ぎないと思ひます。この点につきましては議員各位の非常はお骨折りが実ったものと推察されます。

さらに五の地方交付税にまいると二億六千三十五万四千円、予算に比較いたしまして千二百三十五万四千円の増と相違しておりますが、これは一般交付税の分については早くまゐりましたんですが、特別交付税がかなり決定がおくれまいりまして、それが約一千万ほど増に過ぎないと思ひますので、その関係で予算に

比較して約一五％の増と相違する次第でございます。

七の分租金及び負担金を三千二百八十四万四千六百三十九円、この中には衛生組合の増設に関する地方交付税の配分等が含まれており、るわけでございます。

八の使用料及び手数料にまいると千五百四十七万二千三百四十四円、予算に比較して二万六千三百五十四円の増に過ぎないと思ひます。

国庫支出金一億八千九百八十七万八千四百七十七円、予算に比較して四百二十七万二千四百七十七円の増と相違しておりますが、おもに生活保護費の国庫負担分、児童措置費の負担分とあるいは土不関係橋梁関係等の補助金でございます。

十の都支支出金で二億四百二十三万二千四百十九円、予算に比較いたしまして千三百八十五万九千二百四十九円の増と相違しておりますが、これも都の振興交付金がかなりおそくに決定されたために予算に比較して約千三百万余の増と相違した次第であります。

財産収入へまいると三百四十九万五千三百三十三円、予算に比較して三百四十八万五千五百三十三円の増と相違しております。

十二の繰入金にまいると百九十九万九千九百七十五円、予算に比較して四万八千九百七十五円の増でございます。

繰越金にまいると六千三百八十八万四千三百四十八円、予算に比較して三百四十八円の増と相違しております。

おります。

諸収入にまゐりまして二億一千六百八十三万四千六百三十円、これにつきまして特に議員各位のご努力によりまして収益事業に参加できまして、その収入があつたわけですが、当初の見込みよりやや収益事業収入が落ち込んできて、予算に比較したとて八百五十二万一千三百七十四円の予算に対しては減に相なっております。

市債にまゐりまして収入済額が八千六百八十万円、約二千万円の予算に対して減でございますが、締めまして収入済額が十八億五千三十二万四千八百四十円、予算に対して四千二百五十七万八千四百四十円の増で一〇・二％の予算に対する増と相なっております。

次に歳出にまゐりまして、議会費で支出済額が三千九百八十三万八千六百六十円、予算に対して百三万九千四百四十円の執行残となっておりますが、執行率は九七・五％と相なっております。

次の総務費にまゐりまして二億三千百三十八万三千百八十円の執行済みに対しまして、予算に對しまして四百九十六万八千二百四十円の執行残となっておりますが、特に総務関係におきましては庁舎関係及び職員給与等が中心になつておる費用でございます。なお新しく私立幼稚園児に対する補助金等もこの中から支出されております。

三の民生費にまゐりまして二億八千三百四十六万四千四百三十三円、予算に対して八百九十八万三千五百八十八円の執行残でございますが、執行率は九六・九％となっておりますが、主として生活保護費関係

あるいは老人福祉、児童手当関係、さらに福祉会館の経営費等がこの中から支出されておるわけでございます。

四の衛生費にまゐりまして一億五千九百二十五万一千四百四十三円、予算に対して四百三十九万九千五百五十七円の執行残でございますが、執行率は九七・四％と相なっております。主として

塵芥処理それから衛生組合の負担金、なお保健衛生費の中からは約千三百万円余のと場の閉鎖に伴う繰出金の中から支出されております。

労働費にまゐりまして、支出済額が六百四十一万九千四百三十一円、予算に対して四十二万三千五百六十九円の執行残となっておりますが、執行率は九三・八％でございますが、主として失業対策事業に要する費用でございます。

六の農林水産費にまゐりまして一千百二十九万三千二百七十四円の執行に對しまして、予算に對して四十四万一千六百七十三円の執行残で、執行率は九六・二％と相なっております。主として農業委員会その他農林関係に対する経費でございます。

七の商工費にまゐりまして二千九百九万一千三百十五円、予算に対して五十九万五千六百八十五円の執行残でございますが、執行率は九七・三％と相なっております。主として商工業、七夕の事業あるいは中小企業の貸し出し資金への預託金等がこの中に含まれておるわけでございます。

次に八ページにまゐりまして、八の土木費三億四千七百四十二万七千三百三十六円の執行済額に對して

して、不用額が三百九十万五千六百六十四円、九八、九%の執行率と相なっております。主として道路橋梁費にふさまり、土木の舗装事業その他約一億一千万以上、それから都市計画費におさまり、区画整理会計への繰り出しあるいは基地排水事業の四千二百万等がこの中に含まれておられるとございます。

それから消防費にまいると八千八百四万一千二百八十三円、予算に対しては百五十六万七千七百十七円の執行残となっております、執行率は九八、三%でございます。主として消防組合に対する負担金が約六千二百万余その他非常備消防に対する費用等でございます。

教育費へまいると四億七千五百三十四万六千六百八十六円の執行済みに対して、予算に対しては六百七十三万八千三百十四円の執行残と相なっておりますが、執行率は九八、六%になっております。

四十六年度におさまりは三小の増築あるいは六小の増築それから六小のプール、体育館等の増設等その他社会教育関係いろいろな事業がなされたわけでございます。

公債費へまいると八千二百七十万三千九百九十九円の執行に対しては三万六千九百九十九円の執行残でございますが、九九、六%の執行率でございます。おかげさまでもちまして四十六年度においては一時借入金とすることにより運営がまわって皆さんのご協力に対しては厚くお礼申し上げる次第でございます。

諸支出金にまいると三千万円、これは土地開発基金に対する支出金でございます。

予備費にまいると予算額二千四百四十万九千九百九十九円に対しては二千七十四万一千円を流用させていただいております、差し引き予算現額は三百六十六万八千円と相なりました次第でございますが、議会費に三十三万八千円、総務費へ二百八十二万六千円、民生費へ百七十四万四千円、衛生費に一千三百七十一千円、これは主として場の開鎖に伴う支出でございます。労働費に五十万三千円、農林水産費に一万六千円、消防費に十三万二千円、教育費に百三十九万九千円。以上二千七百四万一千円を予備費から流用させていただいた次第でございます。何とぞご承願いたしたいと思います。

以上の総支出済額十七億七千三百三十三万八千五百七十三円、全体の執行率は九八%と相なっております。第でございます。なお種目別に言いますと特に工事費関係では九九、五%の執行率、原材料で九九、二%の執行率で、その他貸金で八七、五%、工材費が八五%、使用料及び借借料で七二、二%というような数字で、主として一般経常経費を節減し、予算に対しては三千六百九十三万八千四百二十八円の執行残がふたわけでございます。収支差引きをいたしまして翌年度繰越額が七千七百十八万六千二百六十八円と相なりました次第でございます。

なお巻末に実質収支に関する調書等が添付してございますのでご参照いただければ幸いですと思っております。

以上まことにはよりまして概括は説明で恐縮でございますが、質問等がございましたらそれぞれ各担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審査のうえご認定賜わらんことをお願いいたします。

いたします。

説明終ります。

○議長(未次性男君)

次に監査委員から監査の結果について報告を願います。

塩野鉄之助君

(監査委員 塩野鉄之助君 登壇)

○監査委員(塩野鉄之助君)

ご指名をいただきましたので、

昭和四十六年度福生市一般会計決算審査

概要について説明を申し上げます。

福監発第二千三百四号

昭和四十七年十一月十日

福生市長

石川常太郎殿

福生市監査委員

山下久吉

同

塩野鉄之助

昭和四十六年度福生市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により、昭和四十七年九月二十八日付、福企発第千

八百六十八号をもって審査に付された、昭和四十六年度福生市一般会計及び特別会計(企

業会計は除く)歳入歳出決算書並びにその他関係諸帳簿等審査した結果について別

紙のとおり意見を提出いたします。

福生市議会

昭和四十六年度福生市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書

一、審査の対象

(一) 福生市一般会計歳入歳出決算

(二) 福生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

なおのちほど上程されます特別会計(三)から(六)までの決算審査の期間及び場所等において同時に審査
いたしておりますのでよくご了承くださいます。 そういう意味合いで(二)以上もこれについて朗読させてい
ただきます。

(三) 福生市と畜場会計歳入歳出決算

(四) 福生市公益質屋会計歳入歳出決算

(五) 福生市福生都市計画福生土地区画整理事業歳入歳出決算(会計)

(六) 福生市公共用地会計歳入歳出決算

二、審査の期間及び場所

昭和四十七年十月十八日(水) —— 昭和四十七年十月三十日(月)

福生市役所二階会議室

三、審査の概要

地方自治法第二百三十三条第一項の規定に基づき調整された昭和四十六年

式字挿入

度福生市一般会計ならびに企業会計を除く各特別会計決算書および決算
付属書類が、地方自治法等の關係法令に正しく準拠して作成され、その
会計処理が適正確実に行はれたかどうか決算書ならびに決算額の基礎と
なる諸書類に基づいて歳入歳出決算の計数について審査し、合わせて關係
職員の説明を聴取し、決算計数の正確性、適応性をたゞすとともに、
予算執行の適否についても検討した。

なお現金預金の確認ならびに証ひう書類の検査については、地方自治法第
二百三十五条の二第一項の定めるところにより、例月出納検査を行ないその都度
報告済であるのでこの審査の範囲外とした。

四、審査の結果

昭和四十六年度の一般会計および各特別会計の決算書ならびに決算書付
属書類は、地方自治法等の關係法令に正しく準拠し、合法的に処理されて
おり、決算書の計数については、現金出納簿および歳入歳出關係諸帳票
と照合審査した結果、各会計の決算計数、予算の執行は正確適正であ
ることを認めた。

昭和四十六年度福生市一般会計について説明申し上げます。

収支の概要

昭和四十六年度における一般会計の決算状況は、予算現額十八億二千
五万七千円に対し、歳入決算額十八億五千三十一万四千八百四十円、対予算
収入率一〇二・二二%。歳出決算額十七億七千三百十三万八千五百七十二円、対
予算執行率九七・九六%で歳入歳出差引七千七百十八万六千二百六十八円を
実質収入剰余金として翌年度へ繰り越しているもので、前年度の繰越
額六千三百八万四千三百四十八円に比し、千四百一十萬一千九百二十円、二二・三
五%の増加となっている。

決算額においては、歳入が三億九千六百七十八万四千三百五十八円、増
加率二七・三〇%、歳出が三億八千二百六十八万二千四百三十八円、増加率二
七・五二%の増加である。

つぎに決算状況を既往五カ年について対比してみると次表に示すとおり、決
算規模は昭和四十二年を百とした場合、本年度の決算においては、歳入が二
四・三九、歳出が二四六・四九となり飛躍的に拡大しており本市の財政規模は
膨脹の一途をたどり市民福祉の向上につながる各種事業の実現が図られている
ことがわかる。